

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号
至 陳情第 1 4 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	生産緑地についての陳情						1
2	赤道についての陳情						2
3	分梅町3丁目8-6のプレハブの撤去のお願いの陳情						3
4	「議会基本条例案」の「第6条 会議の公開」の変更を求める陳情						4
5	「議会基本条例」案 第7条及び第18条に関する陳情						6
6	議会基本条例素案 第6条に関する陳情						7
7	「放課後児童クラブにおける質の確保及び放課後児童指導員等の処遇改善について」の陳情						8
8	議会基本条例案の本会議提出とその議決中止を求める陳情						10
9	議会基本条例案に2年後に条例見直しを条件として採決を求める陳情						11
10	議会基本条例案 第14条の修正と削除を求める陳情						12
11	市議会基本条例(案)に関する陳情						13
12	府中市内小中学校の老朽施設の早期修繕に関する陳情						14

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1 3	府中市議会基本条例の前文 に地方自治についての憲法 規定を明示することを求め る陳情						16
1 4	府中市議会基本条例につい て新旧議会と市民の意見交 換会開催を求める陳情						17

陳 情 番 号	1	受理年月日	平成30年12月25日
陳情人住所氏名	府中市白糸台2 - 10 - 3 野 呂 恒 二		
件 名	生産緑地についての陳情		
〔陳情趣旨及び理由〕			
(1) 都市の大規模開発の目途は達成され、生産緑地の目的は消滅。生産緑地の制度見直しをする時代に到達した。			
(2) 生産緑地を官民で共働プロジェクト化すべきである。			
〔要望事項〕			
農業に力点を置けば農業の都市（工場化）化を推進すべきである。 都市住民に力点を置けば公共施設の不足を充足すること。			
(A) 保育所施設			
(B) 高齢者福祉施設、特養、グループホーム等			
付託する委員会			

陳 情 番 号	2	受理年月日	平成30年12月25日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台2 - 10 - 3 野 呂 恒 二			
件 名	赤道についての陳情			
〔陳情趣旨及び理由〕 赤道（農道）の利活用を長期計画立案すること。 官の維持管理となっているが、民間との共働で官民共同プロジェクトを立ち上げること。 一市町村（地方公共団体）の問題でなく、全国共通問題として公共財の活用を計り、国・地方の財源とすること。				
〔要望事項〕 事例その1 赤道を集約して近接。隣接者と協議し、地域・地区の地域拠点を創生すること。 例 地域、地区広場、遊び場、公園等 例 保育所、グループホーム等公共施設				
付託する委員会				

陳 情 番 号	3	受理年月日	平成31年2月12日
陳情人住所氏名	府中市分梅町3 - 28 - 12 金 原 瑞 人		
件 名	分梅町3丁目8 - 6のプレハブの撤去のお願いの陳情		
〔陳情趣旨及び理由〕			
<p>昨年1月28日に分梅町3丁目8 - 6に、マジックメイキングという会社が2階建てのプレハブを置きました。しかし、このプレハブは建築申請がなされてなく、さらに基礎工事もなされていないので、建築指導課が何度も、「工事停止」、「使用禁止」の紙を張ってきました。しかし、マジックメイキングはそれらの紙を「本書を故意に破損した者は、処罰されることがある」と書かれているにもかかわらず、そのたびに剥がし、建築指導課がそのたびに張り直すという状況が続きました。</p> <p>その後、9月4日、近隣の43世帯、50名弱の方々の署名を集め、それとともにプレハブの撤去をお願いする要望書を高野市長に提出しました。10月30日、高野市長から回答が郵送されてきました。それによれば、「建築基準法の違反建築物への対応といたしましては、当該違反建築物の建築主に対し、違反内容を説明するとともに、その是正を指導しているところです」とのことです。</p> <p>ところが、それとほぼ同時に、建築指導課は「使用禁止」の紙を剥がされたまま放置するようになり現在に至っています。現状を黙認する形なので、建築指導課に「なぜ、紙を張らなくなったのですか」と尋ねたところ、「張ることがむつかしくなった」との返答で、「なぜですか」という質問に対しては「話せない」という返答しかもらえませんでした。</p> <p>そして昨年12月、プレハブは倉庫として使われ始めました。</p> <p>このプレハブはいくつかのプレートの上に置いただけのもので、違反建築であるだけでなく、地震などのときには大変危険と思われます。その隣の分梅町3丁目8 - 4には息子夫婦が幼い子供たちとともに住んでいて、不安でしょうがありません。</p>			
〔要望事項〕			
<ol style="list-style-type: none"> 1 即刻、昨年通り、「使用禁止」の紙をプレハブに張ってください。 2 即刻、電気を止めるなりして、使用できない状態にしてください。 3 速やかに、プレハブを撤去するようマジックメイキングを指導してください。 			
付託する委員会			

陳 情 番 号	4	受理年月日	平成31年2月18日
陳情人住所氏名	府中市浅間町3 - 18 - 1 宮 井 迅 吉		
件 名	「議会基本条例案」の「第6条 会議の公開」の変更を求める陳情		
〔陳情趣旨〕			
<p>府中市民の代表機関である府中市議会のあり方や運営についての府中市民の関心は高くこれまでも市民による幾つかの陳情が行われてきました。中でも市民全体の福祉の向上を目指し、議会が市民の負託に応えて果たすべき役割を明らかにするために、その基本的事項を定める「議会基本条例」の制定は「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」(第6次総合計画が目指す将来像)を実現するための大事な出発点です。</p> <p>このたび議会改革検討委員会から2018年11月に「議会基本条例」案が公開されました。</p> <p>議会の公開は、市民が議会を身近に感じる第一歩です。「議会改革検討委員会」の案では「第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。」となっています。多摩地域の自治体の議会基本条例の制定状況を見ると、「原則として公開」という記述はほぼ一般的なものです。</p> <p>議会の運営に当たっては、市民が直接、関係しない議員の間の会議や協議会等があるものと推察しますが、非公開にするにはそれなりの市民が納得できる理由があるものと思います。</p> <p>市民は非公開になったとしてもその委員会が存在することと、その理由が明確になっていることで議会への信頼感が増すのではないかと思います。</p> <p>そこで「第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。」という原案に「第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。ただし非公開とする場合、あらかじめその理由を市民に明示するものとする」と追加してはどうでしょうか。</p> <p>なお、この陳情の審査は、今議会において、現行「議会基本条例案」の審査に先立って行うことを要望するものです。このことにより、今回の議会基本条例は、議会で市民の当該条例に関する陳情を審査した上で、制定したことになることは大変、重要なことなので是非、御検討ください。</p>			
〔陳情項目〕			
現行「議会基本条例案」の「第6条 議会は、会議を原則として公開す			

るものとする。」を「第6条 議会は、会議を公開するものとする。ただし非公開とする場合、あらかじめその理由を市民に明示するものとする」に変更すること。ただし事前明示に関する文言の若干の変更はこの陳情項目の範囲とします。

付託する委員会

陳 情 番 号	5	受理年月日	平成31年2月18日
陳情人住所氏名	府中市本宿町4 - 15 - 38 岡 本 明 子		
件 名	「議会基本条例」案 第7条及び第18条に関する陳情		
〔趣旨及び理由〕			
<p>第6次府中市総合計画で掲げる目指す都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けて、全力で取り組んでいられることに感謝しています。</p> <p>これまでも府中市議会は、市民の代表機関として住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制のもとで、社会の変化に対応し議会を運営されてきました。</p> <p>これからも合議制機関の特性を十分に生かし、意思決定機関としての責務を果たすことにより、市民全体の福祉向上を目指し、市政の課題に取り組むため、議会における最高規範として「府中市議会基本条例」を制定するとあります。</p> <p>健康で明るい豊かな暮らしを保ち、調和のとれた文化都市に理想を掲げている、よりよい府中市とするためには、市民との意見交換や意思を市政に反映するためにも議会との密接な関係協力し合うことが望ましく、「議会基本条例」は時間をかけて定期的に見直して、よりよいものに練り上げるべきものだからです。</p> <p>そこで下記の要望事項を真摯に向き合い検討していただきたいと思います。</p>			
〔要望事項〕			
<p>「議会基本条例」案の7条「議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会をもうける」との内容について、「必要に応じて」の部分「市民生活に係りの大きい議案については」としてほしい。</p> <p>「議会基本条例」案の改定は、社会の変化とともに、2年～3年を目安に時点修正をしてほしい。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	6	受理年月日	平成31年2月19日
陳情人住所氏名	府中市晴見町3 - 7 - 44 丁 弘 之		
件 名	議会基本条例素案 第6条に関する陳情		
〔陳情趣旨及び理由〕 私は、昨年11月16日に11月8日発行の「ふちゅう市議会だより」での「議会基本条例素案」に対する意見公募に応え議会事務局に意見を提出しました。お読みいただいていることと思います。 かねてから「議会基本条例」に関心を持っていた者として、今回の「議会基本条例」が議論され成案にまとまったことを歓迎したいと思います。 先行実施しています他市の「基本条例」を引くまでもなく、この条例は議会のあり方を市民に対し宣言する「最高規範」です。 それだけに、先行実施されている全国6割、多摩地域の9市の同条例のすぐれた点を取り入れ実りある、市民に歓迎される条例となることを切望し、この陳情を提出します。 本市でも市民に対する「議会報告会」は議員個人、会派、政党によって実施されておりますが、隣接する調布、小金井、多摩、国立の「議会基本条例」ではいずれも「議会報告会」の開催が明記されております。 〔陳情事項〕 「議会基本条例」素案の第3章「市民との関係」第6条の2「議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない」に以下を追加する。 「議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告を行うため、議会報告会を開催する。」			
付託する委員会			

陳 情 番 号	7	受理年月日	平成31年2月19日
陳情人住所氏名	府中市学童保育連絡協議会（府連協） 会長 (陳情人の希望により、住所、氏名は非公開とします。)		
件 名	「放課後児童クラブにおける質の確保及び放課後児童指導員等の処遇改善について」の陳情		
〔陳情趣旨〕 2015年度より、「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。学童保育には、「放課後児童支援員」という資格を持つ者の配置が児童福祉法で「従うべき基準」として定められ、その内容が厚生労働省令で示されました。放課後児童支援員の処遇改善のための予算措置も行われています。 一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童支援員、特に資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されています。仮に従うべき基準が緩和され、現在より低い配置基準になってしまうと、子どもの安全を守ることができなくなります。 また、「遊びや活動を制限せざるを得ない」等、学童保育での子どもの生活が保障されなくなり、保護者としては看過できないものであります。 子どもたちに安全と健全な育成が確保された「生活の場」を保証するために必要なことは、放課後児童支援員等の量的な確保と質の向上であり、処遇改善です。 国は「放課後児童支援員等処遇改善事業」を予算化していますが、要件が厳しいことから活用が進んでおりません。処遇改善には地方自治体の実情を踏まえたさらなる対策を推進することが必要です。 つきましては、貴議会より、国に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。 〔要望〕 (1) 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準について、放課後児童支援員が適正に配置され、児童の安全が確保されるように取り組みを進めること。 (2) 放課後児童支援員等については、給与等の処遇改善をさらに推進すること。			

以上を、地方自治法第99条の規定により、貴議会より国に対して意見書の提出を求めます。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	8	受理年月日	平成31年2月19日
陳情人住所氏名	府中市南町4 - 43 - 232 田 口 浩 司		
件 名	議会基本条例案の本会議提出とその議決中止を求める陳情		
〔趣旨及び理由〕			
<p>(1) 議会基本条例は、急いで作成され、多数決で議決されるべきではない。</p> <p>(2) 議会基本条例案は、情報公開の要請に応じない秘密会議で作成された条例案である。</p> <p>(3) 議会が急いで作成し、公開期間も1週間で、会議内容を情報公開請求しても公開されない。</p> <p>(4) 急いで作成・議決しようとするのは、4月選挙を向かえる与党議員にとって有利で住民には不利益が多い。</p> <p>(5) 条例案には、議会が情報公開しない言いわけになる項目が多いので住民にとって不利な条例案である。</p> <p>(6) 条例案に対するパブリック・コメントのホームページ掲載と議会図書館での文書公開は1週間で短かった。</p> <p>よって下記のとおり、要望いたします。</p>			
〔要望事項〕			
<p>(1) 議会基本条例案を2019年3月議会に提出しないでいただきたい。</p> <p>(2) 議会基本条例案を2019年3月議会で多数決採決しないでいただきたい。</p> <p>(3) 議会改革運営委員会で、再度パブリック・コメントを実施させ、住民意見を取り入れて、条例案を検討していただきたい。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	9	受理年月日	平成31年2月19日
陳情人住所氏名	府中市南町4 - 43 - 232 田 口 浩 司		
件 名	議会基本条例案に2年後に条例見直しを条件として採決を求める陳情		
〔趣旨及び理由〕			
<p>(1) 議会基本条例は、急いで作成され、多数決で議決されるべきではない。</p> <p>(2) 議会基本条例案は、情報公開の要請に応じない秘密会議で作成された条例案である。</p> <p>(3) 議会が急いで作成し、公開期間も1週間で、会議内容を情報公開請求しても公開されない。</p> <p>(4) 急いで作成・議決しようとするのは、4月選挙を向かえる与党議員にとって有利で住民には不利益が多い。</p> <p>(5) 条例案には、議会が情報公開しない言いわけになる項目が多いので住民にとって不利な条例案である。</p> <p>(6) 条例案に対するパブリック・コメントのホームページ掲載と議会図書館での文書公開は1週間で短かった。</p> <p>よって下記のとおり、要望いたします。</p>			
〔要望事項〕			
(1) 議会基本条例案を採決するとしても、2年後に実行を検証し、修正・削除を加える条件をつけていただきたい。			
付託する委員会			

陳 情 番 号	1 0	受理年月日	平成 3 1 年 2 月 2 0 日
陳情人住所氏名	府中市南町 4 - 4 3 - 2 3 2 田 口 浩 司		
件 名	議会基本条例案 第14条の修正と削除を求める陳情		
〔陳情趣旨〕			
<p>(1) 府中市より先に議会基本条例を運用する地方議会の条例には、1人 会派を制限する項目がない。</p> <p>(2) 第14条には、健全な議会運営を今以上に損なう可能性がある。</p> <p>(3) 会派を2名以上で認めるとすれば、1人会派を切り捨て、意見を無 視し、常に多数決で住民に不利な採決が行われる。</p> <p>(4) 議会が急いで作成・議決しようとするのは、4月選挙を向かえる与 党議員にとって有利で住民には不利益が多い。</p> <p>(5) 条例案には、議会が情報公開しない都合の良い、言いわけになる項 目が多いので住民にとって不利である。</p> <p>よって下記のとおり、要望いたします。</p>			
〔要望〕			
<p>(1) 第14条主文の1人会派を否定する記述の削除と1人会派を認める修 正をしていただきたい。</p> <p>(2) 項目5として「会派同士で、政策の立案及び提言に関し、積極的に 討議を行う。」を追加していただきたい。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	1 1	受理年月日	平成 3 1 年 2 月 2 0 日
陳情人住所氏名	府中市日鋼町 1 - 3 - 1 7 平 井 浩 一		
件 名	市議会基本条例（案）に関する陳情		
<p>「府中市議会基本条例（案）」の一部を修正し第 9 条（質疑等の形式）に第 3 項「文書質問」を新設すること</p> <p>昨年 11 月 8 日市議会の広報誌で私たち市民は、府中市議会が「市議会基本条例」を定めるべく議長の私的諮問機関である「議会改革検討委員会」で検討中であることを知らされました。「議会改革検討委員会」の存在さえ知らなかった小生ですが、「市議会基本条例」を制定しようとする議長の姿勢に賛意を覚えました。しかしながら、示された条例案にはいくつも不十分な点を感じ、制定を急がずもうすこし時間をかけて原案を充実するよう求める次第です。</p> <p>〔陳情の項目〕</p> <p>条例案第 9 条（質疑等の形式）を修正して、第 3 項を新設し、「議会開会中の期間、議員は文書で質問を行うことができる」を加え、「文書質問」を制度化すべきです。</p> <p>なお、市長の答弁書までの期間、再質問等については「規則で定める」こととします。</p> <p>〔趣旨及び理由〕</p> <p>本市の議会では、本会議での一般質問が議会ごとに各議員に 1 回認められているが、各委員会では、市長提案の議案審議に追われている。ますます複雑化し高度化する市政について、広く議員の質問の機会を保障することが必要であり、「文書質問」制度を設けるものである。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	1 2	受理年月日	平成 3 1 年 2 月 2 0 日
陳情人住所氏名	府中市西原町 3 - 1 2 - 1 7 永 井 敏 之		
件 名	府中市内小中学校の老朽施設の早期修繕に関する陳情		
〔趣旨及び理由〕			
<p>府中市内の多くの小・中学校が、建築から長い年月を経て、老朽化の問題に直面していると、さまざま耳にしております。この間、高野市長初め行政当局、また市議会には多大な御高配を賜り施設の整備・修繕が進められていますが、子どもたちの学習環境を改善するため、さらなる注力をお願いいたたく存じます。</p> <p>私の娘が通う府中第七小学校の例を述べます。</p> <p>昭和30年に開校し、昭和38年から48年にかけて整備された校舎は、建築から50年以上を経て、市のさまざまな御尽力にもかかわらず、老朽化が随所に目立っているのが実情です。一部の例を挙げますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室が実施されている北校舎 2 階の雨漏り。電気系統の故障による火事の恐れがあります。 ・ 大規模災害の際に避難者への生活用水供給源となるプールの施設は、浄化用ポンプが故障し作動しないなどの欠陥が見られます。 ・ 5・6年生の教室と特別支援教室が置かれている北校舎におけるトイレの強烈な悪臭。午後（とりわけ夏季の）には校舎内まで悪臭が漂い、「臭くて学習に集中できない」、「給食の時間に廊下のドアを開けられない」といった声が聞かれるほどです。北校舎の男子トイレの小便器は、自動洗浄装置はもちろんのこと、押しボタン式の洗浄すらなく、下水管に悪臭の源が蓄積しやすいと考えられます。 <p>七小 P T A では会員保護者による一役サポート活動として E M 菌による洗浄を長年行ってきほか、学校も消臭対策に腐心して下さっていますが、極めて限られた効果しか上がっていないのが実情です。</p> <p>私たち七小の保護者にとって、こうした環境の改善、とりわけトイレの抜本的修繕は、子どもたちのためにも、また大規模災害時の避難拠点として七小を活用する地域の方々のためにも、切実な願いです。</p> <p>七小に限らず、このような例は市内小・中学校に多々存在すると推察します。市としても多数の要望に対応することに困難を伴うことは承知しておりますが、老朽施設の早期改善は市内の子どもたちのために喫緊の課題</p>			

であると考え、ここに陳情を提出させていただく次第です。どうか御高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔要望事項〕

府中第七小学校を含む市内小・中学校の老朽化した施設の修繕を早急に検討するよう、市議会から要請してください。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	1 3	受理年月日	平成 3 1 年 2 月 2 0 日
陳情人住所氏名	府中市美好町 3 - 3 9 - 6 甲 田 直 己		
件 名	府中市議会基本条例の前文に地方自治についての憲法規定を明示することを求める陳情		
<p>府中市議会条例前文には、市の歴史的背景や昭和29年市制施行、平成12年地方分権一括法までの経過が述べられています。前文が「地方議会の役割や位置づけを確認」するためのものならば、文中の「地方自治の本旨に基づき」という文言だけでは前段の経過に比べて説明が不足していると考えます。</p> <p>よって、6行目「……まちづくりを推進してきた。」の後に「そもそも地方自治は昭和22年現行憲法の中に章を立てて位置づけられたものであり、平和を希求する憲法理念の重要な要素である。」との一文を挿入するよう陳情します。</p> <p>〔陳情項目〕</p> <p>1 府中市議会基本条例の前文に地方自治についての憲法規定を明示してください。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	1 4	受理年月日	平成 3 1 年 2 月 2 0 日
陳情人住所氏名	府中市美好町 3 - 3 9 - 6 甲 田 直 己		
件 名	府中市議会基本条例について新旧議会と市民の意見交換会 開催を求める陳情		
<p>私は府中市議会基本条例を歓迎し、準備された皆様に敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、昨年11月のパブリックコメント募集期間がわずか1週間であったのは、期間の短さとともにパブコメ自体が一方通行の意見聴取であり議会基本条例の制定手続としては不十分なものと考えます。</p> <p>この際、4月に行われる市議会議員選挙の後で、新旧の議員と市民の意見交換会を行い議会基本条例の趣旨の徹底と場合によっては補強を図ることは決して不名誉なことではないと思います。むしろ市民に開かれた議会として望ましいことではないでしょうか。以上の理由から私は府中市議会基本条例について新旧議会と市民の意見交換会を開催されるよう陳情いたします。</p> <p>〔陳情項目〕</p> <p>1 府中市議会基本条例について新旧議会と市民の意見交換会を開催してください。</p>			
付託する委員会			